

第 4 8 号議案

専決処分の承認を求めることについて

志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴い、緊急に志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する必要が生じ、令和 8 年 4 月 1 日に志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

令和8年4月1日

志木市長 香 川 武 文

別紙

志木市条例第18号

志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

志木市保育の実施等に関する条例（昭和62年志木市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4第2号の項中「の世帯（以下この表において「非課税世帯」という。）」を「又は市町村民税額が77,101円未満の世帯」に、「60円」を「100円」に改め、同表第3号の項を削り、同表第4号の項を同表第3号の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。